

大館市農業委員会総会議事録

令和2年1月16日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年1月16日（木）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（16名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	9番	糸屋 由衛門	18番	阿部 重信
3番	安部 幸美	10番	渡邊 久雄	19番	畠山 市子
4番	菅原 和久	11番	藤盛 久登		
5番	田村 秀雄	12番	伊藤 昇		
6番	木次谷 和明	14番	富樫 英悦		
7番	虻川 マキ子	15番	斎藤 重春		
8番	石山 元一	17番	成田 レイ子		
3. 欠席委員の氏名（ 2名）					
2番	安達 英樹				
16番	小林 大樹				
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	主 幹	金子 広英			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	10番	渡邊 久雄		11番	藤盛 久登
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 2 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 3 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
報告第 4 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 4 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 5 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 6 号	大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について
	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、安達 英樹 委員、小林 大樹 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 10 番 渡邊 久雄 委員、議席番号 11 番 藤盛 久登 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(12月総会～1月総会)について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第2号 農用地利用配分計画(農地中間管理機構分)の認可について

て

・報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について

・報告第4号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

10番

10番、渡邊です。

報告第1号のNo.19と20ですが、借り人が同じなのに、解約理由が相違しているのは何故ですか。

局長

労働力不足と耕作不便とありますが、あくまで届出に基づく事由となっています。なお、借り人が高齢による労働力不足を理由に経営を縮小していくことは伺っています。

議長

他にありませんか。

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第1号『農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

29ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見

を求める。

令和2年1月16日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、30ページのNo.1の1件で、地目はすべて田、面積合計は8,676㎡であります。

借り受けの事由は、「経営拡張」で、貸借期間は10年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の1ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第1号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第1号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

31ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

内訳は、32ページのNo.1から36ページのNo.13までの13件で、地目は田が23,470㎡、畑が1,466㎡で、面積合計は24,936㎡であります。

譲受の事由は、No.1、No.3からNo.5まで、No.8からNo.11までの8件は「経営拡張」で、No.2、No.12の2件は「受贈」で、親から子へ贈与するものです。

No.6、No.7は「自作地相互の交換」で、No.13は「新規就農」であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の2ページから14ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第2号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第2号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

議長

次に、議案第3号『農地法第5条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

37ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設

定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和2年1月16日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、38ページのNo.1の1件で、地目は田で面積は280㎡ですが、農地以外の土地と一体利用するため、合計面積は562.82㎡になります。

転用の目的は、報告3号でご報告したとおり、認定電気通信事業者である株式会社NTTドコモが設置する移動通信用無線中継基地局の建設にあたり、資材置場や作業ヤードとして一時転用しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市役所長木出張所の西、約1,100m地点に位置し、農用地区域内の農地でありますので、第1種農地と判断されることから原則として許可することができない案件ですが、一時的な利用の場合は例外的に許可することが認められることから農地法運用の第2の1の(1)のAの(イ)のCに該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1の位置図及び配置図は39、40ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1の現地調査の結果を議席番号5番の田村 秀雄 委員よりご報告願います。

5番

5番の田村 秀雄です。

去る1月9日に木次谷 和明 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は39ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道 大館十和田湖線 通称樹海ラインより市道有浦二ツ屋区画5号線を北に300mほど進んだところに位置する農地で、地目は田ですが休耕地として管理されておりました。

「報告第3号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について」で報告のありました携帯電話用無線基地局の建設に伴い、仮設の資材置場や駐車場などとして一時転用しようとするもので、40ページの配置図にありますように、基地局建設地に隣接する申請地及び原野を一体利用する計画であります。

用地造成につきましては、敷地に鉄板を敷くため20cmほど盛土をして均すが、隣接地の畦畔より低く施工し土砂等の流出を防止します。雨水排水は自然流下とし、汚水は仮設トイレを設置して汲取り処理をします。工事中は目隠しフェンスによる仮囲いを設置し周囲の農作業等に影響が無いよう配慮するというので、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、田村 秀雄 委員から現地調査の結果報告があった議案第3号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

18番

18番、阿部です。

参考までに、無線基地局の契約期間を教えてください。

局長

期間は10年間となっておりますが、その後、双方、申出が無ければ期間が延長されていく契約となっております。

議長

他にありませんか。

ないようですので、議案第3号について原案どおり決してご異議ございま

せんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

41 ページをお開き願います。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和2年1月16日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

42 ページから48 ページまでには、令和元年度農用地利用集積計画（第10号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新-378 から新-474 までの、97 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間1年が1件、3年が14件、4年が1件、5年が34件、6年が3件、8年が1件、10年が43件で、地目は田の面積が596,193.18㎡、畑が18,270㎡、面積合計は614,463.18㎡となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第4号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないことになっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますのでよろしくお願いします。

初めに、45ページの新-435を除く42ページの新-378から48ページの新-474までを審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、45ページの新-435を除く42ページの新-378から48ページの新-474までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、45ページの新-435について審議します。

恐れ入りますが、議席番号10番 渡邊 久雄 委員は退席願います。

(10番 渡邊 久雄 委員退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-435について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 10 番 渡邊 久雄 委員は入室をお願いします。

(10 番 渡邊 久雄 委員入室し着席)

議長

次に、議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

49 ページをお開き願います。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 2 年 1 月 16 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

50 ページには、令和元年度農用地利用集積計画（第 10 号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-10 の 1 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田の面積が 9,363 m²、畑が 2,256 m²、面積合計は 11,619 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 5 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 5 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第6号『大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

51 ページをお開き下さい。

議案第6号 大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について
農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和2年1月16日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

内訳は、52 ページの大館農業振興地域整備計画変更概要の案件番号1の1件であります。

現況地目は畑で、筆数は1筆、面積は35㎡です。

計画変更の目的は、町内会で管理する墓地が狭いいため、拡張しようとするもので、農地転用の計画があるため除外申請をするものです。

案件番号1の所有者は52 ページに、経緯と調整は53 ページに、また、位置図、配置図については54、55 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第6号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第6号について原案どおり決してご異議ございませ

んか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

議長

次に、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)を議題といたします。

まず、事務局より決議案の説明をお願いします。

局長

57 ページをお開き下さい。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

この決議案に至った経緯ではありますが、昨年10月17日に奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のため虚偽の申請を行った農地法違反の疑いで逮捕され、同月23日に大分県別府市の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるということがありました。

昨年は、この事件以外にも不祥事が相次ぎ、農林水産省から2回の綱紀粛正の通知が発出されたものです。

このことを踏まえまして、我々農業委員会は、農業者の公的な代表機関として高い倫理観を持ち、法令遵守の徹底を図って行くために、次の事項について組織一丸で取り組むことを申し合わせ、決議しようというものです。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の校正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

説明については以上ですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

決議案について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、決議案について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

以上、提出議案及び決議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 00 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 1 月 16 日

議 長

議事録署名委員 10 番

議事録署名委員 11 番

農地法第3条調査書

議案第1号 No.1	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町味噌内字上宿内・・・ほか・筆		
申請者	住 所	氏 名	
	譲渡(貸)人	大館市比内町味噌内字牛ヶ首・・・	〇〇〇〇
	住 所	氏 名	
	譲受(借)人	大館市比内町味噌内字牛ヶ首・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため借受け営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月29日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.1	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸町・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸新町・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月30日、安部幸美 農業委員と斎藤重春 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.2	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市東台七丁目・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市字長木川南・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市字長木川南・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	本申請は、同一世帯内での後継者への譲渡しである。申請地は、これまでも本世帯で耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、藤盛久登 農業委員と田山弘一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.3	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市松峰字松峰中・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字街道上・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市松峰字西松峰・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月6日、藤盛久登 農業委員と田山弘一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.4	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市雪沢字檜木岱・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市餌釣字山王下・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市雪沢字竈谷・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月30日、安部幸美 農業委員と斎藤重春 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.5	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市本宮字本田・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市十二所字大水口・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内前田字前田・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月30日、富樫英悦 農業委員と富樫覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.6	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所字堂ヶ沢向・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市十二所字十二所町・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市十二所字水上・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	本申請は自作地相互の交換である。譲渡(貸)人及び譲受(借)人が利便性の良い申請地を交換し、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.7	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字森吉沢・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市十二所字水上・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市十二所字十二所町・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	本申請は自作地相互の交換である。譲渡(貸)人及び譲受(借)人が利便性の良い申請地を交換し、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.8	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市葛原字風張・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		秋田市上新城中字片野・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市葛原字風張・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人により保全管理が行われており、今後、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日、木次谷和明 農業委員と畠山豊実 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.9	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字上岩瀬上野・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字羽貫谷地・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市岩瀬字上岩瀬・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が保全管理を行っており、今後は、経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、12月29日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.10	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字上山伏沢・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市山田字向館・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山田字向館・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月29日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.11	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字高田・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字沢川向・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字町頭・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人及び譲受(借)人以外の者が耕作を行ってきたが、今後、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月29日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.12	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字沖畑・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町笹館字羽立・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町笹館字羽立・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本申請は、同一世帯内での後継者への譲渡しである。申請地は、これまでも本世帯で耕作を行っており、今後も、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、12月29日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する しない

農地法第3条調査書

議案第2号 No.13	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町新館字屋布・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字屋布・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字屋布・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は、譲受(借)人が居住地に隣接する申請農地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、12月29日、菅原一成 農業委員と北村鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない